

## 【保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類】

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	必要書類
就労	月 60 時間以上の就労 (就労予定を含む)	小学校就学前まで (注) 有期雇用の場合、 雇用期間が終了する月の 末日まで	✳️就労証明書
妊娠・出産	妊娠中または 出産後間もない場合	出産予定日を基準とし 前後 2 か月間 (注) 多胎児の場合、 前 3 か月・後 2 か月	母子手帳 (表紙と分娩予定日が記 載されたページのコピー)
疾病・障がい	病気や負傷または心身 に障がいがある場合	対象者の傷病が治癒する まで	✳️診断書 (①障がい疾病用) また は、身体障害者手帳、療育手 帳、精神障害者保健福祉手帳の いずれかの写し
介護・看護	親族を常時、介護また は看護している場合	対象者の傷病が治癒する まで	✳️介護 (看護) 状況申立書 及び ✳️診断書 (②介護看護付添用)、 身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳、介護保険被 保険者証のいずれか
求職活動	仕事 (就労時間が月 60 時間以上) を探し ている場合	退職した月の 90 日後の 月の末日まで	✳️求職活動に関する申立書
就学・技能取得	学校教育法に規定され た学校や職業訓練学校 等に通学している場合	訓練・学校が修了する月 の末日まで	入学許可証又は学生証 及び 時間割表 (カリキュラム)
災害復旧	震災、風水害、その他 の災害の復旧にあたっ ている場合	その危難が去ったと 考えられるまで (最長 6 か月間)	保育課にお問い合わせください。
DV・虐待等	保育課にお問い合わせください。		
育児休業取得	在園している場合	育児休業に係る子が満 1 歳になる年度の末日まで (注) 育児休業期間が上 記よりも短い場合、育児 休業期間が終了する月の 末日まで	✳️就労証明書 (育児休業期間が記 載されているもの)

✳️マークの書類については、必ず成田市指定の様式を使用してください。

※認定の現況届は6月を予定しています。